

平成8年7月1日

法 令 名: 示威行進及び集団示威運動に関する条例

根 拠 条 項: 第2条

処 分 の 概 要: 示威行進及び集団示威運動の許可

原権者(委任先): 三重県公安委員会

法令の定め:

示威行進及び集団示威運動に関する条例第3条(許可申請の手続き)、第4条(許可申請書の記載)、第5条第1項(許可、不許可)、同条第3項(条件付許可)、第6条(許可等の手続)、示威行進及び集団示威運動に関する条例施行規則第2条(許可申請の手続き)、第5条(許可書又は不許可書の交付)、第6条(許可に付することのできる条件の範囲)

審 査 基 準:

次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除くほか、許可するものとする。

- 1 実施の時間、場所又は方法等により、交通が著しく混乱することが明らかであること。
- 2 実施の時間、場所又は方法等により、県議会又は市町議会の審査、裁判所の裁判権 の行使、その他官公庁の事務が著しく阻害されることが明らかであるとき。
- 3 実施の時間、場所又は方法等により、人の生命、身体に危険が及び、財産に対する 重大な損害が発生し、又は平穏かつ正常な社会生活等が著しく乱されることが明らか なとき。
- 4 その他実施の時間、場所又は方法等により、公共の安全を危険ならしめるような事態が生じることが明らかであるとき。

標準処理期間:定められない。(当該示威行進又は集団示威運動が公共の維持等に危険 を及ぼすか否かを判断するために要する期間は、個々の事例により異な るため。)

申 請 先:示威行進及び集団示威運動を行う区域を管轄し、若しくはその主たる区域を管轄する警察署

問い合わせ先: 三重県警察本部警備部警備第二課警備実施係

(電話059-222-0110 内線5792)

備 考: